

## 年末・年始 Safe Work 推進強調期間における 建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 増田嗣郎)は、令和7年度「年末・年始 Safe Work 推進強調期間」の取組の一環として、令和7年12月中に、東京都内で施工する建設工事 545 現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

### 指導結果

- (1) 指導現場数 …………… 545 現場
- (2) 違反があった現場数 …………… 283 現場 (51.9%)  
 主な労働安全衛生法違反事項(違反があった現場数に占める割合)
  - ①元請事業者としての安全衛生管理 …………… 207 現場(73.1%)
  - ②墜落・転落防止措置 …………… 167 現場(59.0%)
  - ③型枠支保工の倒壊防止措置 …………… 50 現場(17.7%)

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

### 別添資料

#### 1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

##### (1) 違反数及び違反率

違反率は 51.9% であり、違反があった 283 現場の 15.2% に相当する 43 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	432	16	36	61	545
法令違反現場数	235	8	15	25	283
違反率	54.4%	50.0%	41.7%	41.0%	51.9%
作業停止等命令現場数	39	0	2	2	43
法令違反現場数に対する割合	16.6%	0.0%	13.3%	8.0%	15.2%

##### (2) 違反事項別の違反率(違反現場数(283 現場)に対する違反事項別現場数の割合)

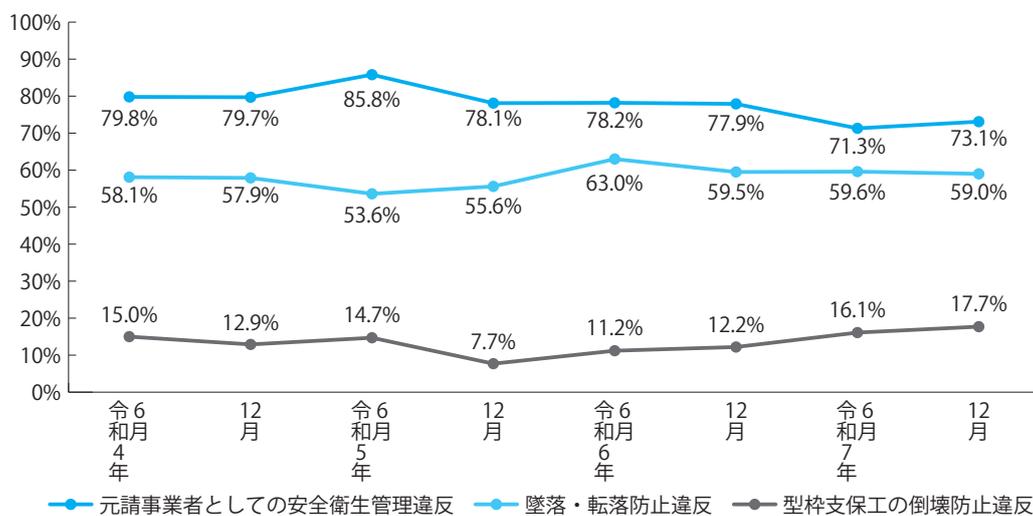
「元請事業者としての安全衛生管理」の違反率が 73.1%(207 現場)、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が 59.0%(167 現場)であった。

- ◆ 年末・年始 Safe Work 推進強調期間における建設現場に対する集中指導の実施結果等について …… 1
- ◆ 「委託状況届」は 4 月 30 日までに提出してください …… 3
- ◆ カスハラ、就活セクハラ対策が義務化されます …… 4
- ◆ 東基連講習会案内(7 月～3 月) …………… 5
- ◆ 化学物質管理強調月間説明会(セミナー)を開催 …… 20
- ◆ 70 歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずべき措置(努力義務)があります …… 21

違反事項	違反現場数	主な内容
【元請事業者としての安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置 下請事業者に対する指導関係	207 現場 (73.1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施 (安衛法第 29 条)</li> <li>下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施 (安衛法第 31 条)</li> </ul>
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	167 現場 (59.0%) うち、手すり等がなかった現場 ……………81 現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>高所作業のための作業床の未設置 (安衛則第 518 条)</li> <li>足場の手すり等の未設置 (安衛則第 563 条、第 655 条)</li> <li>高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置 (安衛則第 519 条、第 653 条)</li> <li>幅 1メートル以上の箇所における本足場の未設置 (一側足場の設置を含む) (安衛則第 561 条の 2)</li> </ul>
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	50 現場 (17.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>組立図の未作成 (安衛則第 240 条)</li> <li>支柱の脚部の固定等滑動防止措置の未実施 (安衛則第 242 条)</li> <li>組立時の立入禁止措置の未実施 (安衛則第 245 条)</li> </ul>
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	18 現場 (6.4%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の切断等の作業における防じんマスクの不使用 (粉じん則第 27 条)</li> </ul>
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	16 現場 (5.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成 (安衛則第 155 条)</li> <li>運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施 (安衛則第 158 条)</li> </ul>
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4 現場 (1.4%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーンの作業方法の未決定 (クレーン則第 66 条の 2)</li> </ul>

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

### 集中指導における主要違反事項の違反状況等



違反があった現場のうち主要な違反が認められた現場の割合

	R4年6月	R4年12月	R5年6月	R5年12月	R6年6月	R6年12月	R7年6月	R7年12月
元請事業者としての安全衛生管理違反	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%	77.9%	71.3%	73.1%
墜落・転落防止違反	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%	59.5%	59.6%	59.0%
型枠支保工の倒壊防止違反	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%	12.2%	16.1%	17.7%
粉じん作業	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%	3.1%	3.5%	6.4%
建設機械作業の危険防止違反	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%	4.2%	4.2%	5.7%
クレーン作業危険防止違反	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%	2.5%	2.1%	1.4%

家内労働を委託している方へ～東京労働局労働基準部賃金課からのお知らせ

# 「委託状況届」は4月30日までに 提出してください

東京労働局 労働基準部 賃金課

家内労働者に仕事(内職等)を委託している方は、家内労働法における「委託者」として「委託状況届」の提出が必要です。「委託状況届」は、毎年4月1日現在の家内労働者数や委託業務の内容等を記入し、4月30日までに所轄労働基準監督署を經由して都道府県労働局長に提出することが義務付けられています。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、本人のみ又は同居の家族だけで他人を使わず、物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は該当しません。

様式第2号

## 委 託 状 況 届

事業の種類		営業所の名称						営業所の所在地						
								(電話番号)						補助者数
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数						補助者数						代理人数
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
	都道府県〔 〕													
備考														

年 月 日

委託者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 労働局長 殿

注 意

- 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄〔 〕の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

※様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、東京労働局 労働基準部 賃金課 家内労働係

(☎03-3512-1614)にお尋ねください。



改正法をご存知ですか？

# カスハラ、就活セクハラ対策が義務化されます

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

## カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が義務となります。



## 就活セクシュアルハラスメント

求職者等に対するセクハラを防止するための措置が義務となります。



### 詳細は東京労働局ホームページをチェック！

- 東京労働局ホームページでは、改正法の特設サイトを開設しています。
- 3月3日開催の「改正労働施策総合推進法等説明会」について、後日、特設サイトに、説明会の動画及び資料について掲載を予定しています。

厚生労働省による改正法の説明や、東日本旅客鉄道株式会社によるカスハラの事例と対策発表など、企業の皆様は必見です！

特設サイトはこちらから⇒



問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課

電話 03-3512-1611

東基連講習会案内(7月～3月) 注意事項は30ページに記載

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		24(木)～25(金)
		試験	1日		10/2(金)
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	3(月)～4(火)	
		実技	1日	5(水)/6(木)/7(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	6(月)～7(火)	1(火)～2(水)
		実技	1日	8(水)/9(木)/10(金)	3(水)/4(金)/7(月)
ガス溶接	センター	学科	1日	15(水)	20(木)
		実技	1日	16(木)	21(金)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	28(火)	24(月)
		実技	平日 3日 土日	28(水)～30(金)	25(火)～27(木)
	たま研修センタ	学科	1日	2(木)	3(木)
	実技(日野羽村)	3日	5(日)12(日)19(日)	6(日)13(日)20(日)	
たま研修センタ	学科	1日		3(木)	
実技(日野日野)	3日		6(日)13(日)20(日)		
フォークリフト(35時間)	たま研修センタ	学科	1.5日		2(水)～3(木)
	実技(日野羽村)	3日		6(日)13(日)20(日)	
	たま研修センタ	学科	1.5日		2(水)～3(木)
実技(日野日野)	3日		6(日)13(日)20(日)		
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	13(月)	8(火)
		実技	1日	14(火)/15(水)/16(木)	9(水)/10(木)/11(金)
玉掛け	センター	学科	2日	21(火)～22(水)	17(月)～18(火)
		実技	1日	23(木)/24(金)/27(月)	19(水)/20(木)/21(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日		
	実技(日野羽村)	1日			
	たま研修センタ	学科	2日		
	実技(日野日野)	1日			
クレーン特別・実技(希望者)	たま研修センタ	実技 (日野日野)	1日		
木工機械	センター	学科	2日		
プレス機械	センター	学科	2日		28(月)～29(火)
	たま研修センタ	学科	2日		
乾燥設備	センター	学科	2日	1(水)～2(木)	
	たま研修センタ	学科	2日		27(木)～28(金)
はい作業	センター	学科	2日		26(水)～27(木)
	たま研修センタ	学科	2日	15(水)～16(木)	
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	13(月)～14(火) 27(月)～28(火)	2(水)～3(木) 16(水)～17(木)
		中央支部	学科	2日	
	たま研修センタ	学科	2日	9(木)～10(金)	9(水)～10(木)
鉛	センター	学科	2日		
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	4(火)～5(水)
		実技	1日	9(木)/10(金)	6(木)/7(金)
	中央支部	学科	2日		26(水)～27(木)
		実技	1日		28(金)
たま研修センタ	学科	2日		29(火)～30(水)	
実技	1日			10/1(木)/10/2(金)	
有機溶剤	センター	学科	2日	16(木)～17(金) 29(水)～30(木)	14(月)～15(火) 28(月)～29(火)
		たま研修センタ	学科	2日	
	センター	学科	2日	6(月)～7(火) 21(火)～22(水)	24(月)～25(火)
石綿	中央支部	学科	2日	2(木)～3(金)	16(水)～17(木)
	たま研修センタ	学科	2日		
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	25(火)	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	13(月)～16(木)
		中央支部	学科	3日	27(月)～29(水)
	衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	13(月)～15(水)
		中央支部	学科	2日	27(月)～28(火)
	衛生管理者(特例)	センター	学科	2日	15(水)～16(木)
		中央支部	学科	1日	29(水)
衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日	30(木)～31(金)	
X線	センター	学科	2日		

講習会名	申込受付	科目	10月	11月	12月
石綿建材調査者 (一般)	センター	学科	2日		
		試験	1日		
床上操作式 クレーン	センター	学科	2日	1(木)~2(金)	14(月)~15(火)
		実技	1日	5(月)/6(火)/7(水)	16(水)/17(木)/18(金)
小型移動式 クレーン	センター	学科	2日	4(水)~5(木)	
		実技	1日	6(金)/9(月)/10(火)	
ガス溶接	センター	学科	1日	21(水)	19(木)
		実技	1日	22(木)	20(金)
	センター	学科	1日	26(月)	24(火)
		実技	3日	27(火)~29(木)	25(水)~27(金)
フォークリフト (31時間)	センター	学科	1日		5(木)
		実技	3日		8(日)15(日)22(日)
	たま研修センタ	学科	1日		
		実技	3日		
フォークリフト (35時間)	たま研修センタ	学科	1.5日		
		実技	3日		
高所作業車 (10m以上)	センター	学科	1日	11(水)	
		実技	1日	12(木)/13(金)/16(月)	
玉掛け	センター	学科	2日	13(火)~14(水)	16(月)~17(火)
		実技	1日	15(木)/16(金)/19(月)	18(水)/19(木)/20(金)
玉掛け技能+ クレーン特別 教育学科	たま研修センタ	学科	2日	15(木)~16(金)	1(火)~2(水)
		実技	1日	18(日)/25(日)	3(木)/4(金)/7(月)
	たま研修センタ	学科	2日	19(月)~20(火)	
		実技	1日	25(日)/11/1(日)	
クレーン特別・ 実技(希望者)	たま研修センタ	実技	1日	8(日)又は22(日)	
木工機械	センター	学科	2日	26(月)~27(火)	
プレス機械	センター	学科	2日		
		実技	2日		
乾燥設備	センター	学科	2日	19(月)~20(火)	
		実技	2日		
はい作業	センター	学科	2日	15(木)~16(金)	23(水)~24(木)
		実技	2日		
特化・ 四アルキル鉛	センター	学科	2日	1(木)~2(金)	4(水)~5(木)
		実技	2日	19(月)~20(火)	18(水)~19(木)
	中央支部	学科	2日		25(水)~26(木)
鉛	センター	学科	2日	21(水)~22(木)	14(月)~15(火)
		実技	2日	6(火)~7(水)	10(火)~11(水)
酸素欠乏・ 硫化水素	センター	学科	2日	6(火)~7(水)	8(火)~9(水)
		実技	1日	8(木)/9(金)	12(木)/13(金)
	中央支部	学科	2日	6(火)~7(水)	
		実技	1日	8(木)	
有機溶剤	センター	学科	2日	13(火)~14(水)	7(月)~8(火)
		実技	2日	28(水)~29(木)	21(月)~22(火)
石綿	センター	学科	2日	9(月)~10(火)	21(月)~22(火)
		実技	2日	24(火)~25(水)	
	たま研修センタ	学科	2日	5(月)~6(火)	12(木)~13(金)
金属アーク (限定)	センター	学科	2日	15(木)~16(金)	4(水)~5(木)
		実技	2日		26(木)~27(金)
	中央支部	学科	2日	8(木)~9(金)	5(木)~6(金)
衛生管理者 (第1種)	センター	学科	4日	26(月)~29(木)	24(火)~27(金)
		実技	3日		9(月)~11(水)
	中央支部	学科	3日	26(月)~28(水)	24(火)~26(木)
		実技	2日		9(月)~10(火)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科	2日	28(水)~29(木)
実技			1日		11(水)
衛生管理者 (特例)	たま研修センタ	学科	2日		16(水)~17(木)
X線	センター	学科	2日	26(月)~27(火)	

講習会名	申込受付	科目	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	20(水)~21(木)		
		試験	1日	29(金)		
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		4(木)~5(金)	
		実技	1日		8(月)/9(火)/10(水)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	7(木)~8(金)	4(木)~5(金)	
		実技	1日	12(火)/13(水)/14(木)	8(月)/9(火)/10(水)	
ガス溶接	センター	学科	1日	21(木)	8(月)	
		実技	1日	22(金)	9(火)	
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	5(火)	2(火)	
		実技	平日	6(水)~8(金)	3(水)~5(金)	
			土日			
	たまた研修センタ	学科	1日	14(木)		
		実技(日野羽村)	3日	17(日)24(日)31(日)		
たまた研修センタ	学科	1日	14(木)			
	実技(日野日野)	3日	17(日)24(日)31(日)			
フォークリフト(35時間)	たまた研修センタ	学科	1.5日	13(水)~14(木)		
		実技(日野羽村)	3日	17(日)24(日)31(日)		
	たまた研修センタ	学科	1.5日	13(水)~14(木)		
	実技(日野日野)	3日	17(日)24(日)31(日)			
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	18(月)	11(木)	
		実技	1日	19(火)/20(水)/21(木)	12(金)/15(月)/16(火)	
玉掛け	センター	学科	2日	25(月)~26(火)	15(月)~16(火)	
		実技	1日	27(水)/28(木)/29(金)	17(水)/18(木)/19(金)	
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たまた研修センタ	学科	2日		3(水)~4(木)	
		実技(日野羽村)	1日		7(日)/14(日)	
	たまた研修センタ	学科	2日	28(木)~29(金)		
		実技(日野日野)	1日	2/7(日)/2/14(日)		
クレーン特別・実技(希望者)	たまた研修センタ	実技(日野日野)	1日	21(日)又は28(日)		
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
	たまた研修センタ	学科	2日	9(火)~10(水)		
乾燥設備	センター	学科	2日	8(月)~9(火)		
	たまた研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日	1(月)~2(火)		
	たまた研修センタ	学科	2日			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	5(火)~6(水)	15(月)~16(火)	
				27(水)~28(木)	25(木)~26(金)	
	中央支部	学科	2日		3(水)~4(木)	
	たまた研修センタ	学科	2日	1(月)~2(火)		
鉛	センター	学科	2日		15(月)~16(火)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	12(火)~13(水)	16(火)~17(水)	
		実技	1日	14(木)/15(金)	18(木)/19(金)	
	中央支部	学科	2日		16(火)~17(水)	
		実技	1日		18(木)	
	たまた研修センタ	学科	2日		2(火)~3(水)	
	実技	1日		4(木)/5(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	7(木)~8(金)	3(水)~4(木)	
				20(水)~21(木)	24(水)~25(木)	
	たまた研修センタ	学科	2日		16(火)~17(水)	
石綿	センター	学科	2日	18(月)~19(火)	1(月)~2(火)	
	中央支部	学科	2日		25(木)~26(金)	
	たまた研修センタ	学科	2日	21(木)~22(金)	9(火)~10(水)	
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	19(火)		
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	1(月)~4(木)	
		中央支部	学科	3日	26(火)~28(木)	
	衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	1(月)~3(水)	
		中央支部	学科	2日	26(火)~27(水)	
	衛生管理者(特例)	センター	学科	2日	3(水)~4(木)	
		中央支部	学科	1日	28(木)	
衛生管理者	たまた研修センタ	学科	2日			
X線	センター	学科	2日	25(月)~26(火)		

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	
特別教育	安全衛生推進者	センター	学科 2日	15(水)～16(木)	26(水)～27(木)	16(水)～17(木)
		中央・足立荒川	学科 2日			3(木)～4(金)
		たま研修センタ	学科 2日			
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
	衛生推進者	センター	学科 1日	13(月)	21(金)	4(金)
		中央・足立荒川	学科 1日			2(水)
		たま研修センタ	学科 1日	27(月)	21(金)	
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	24(木)～25(金)
		中央・足立荒川	学科 2日	6(月)～7(火)		
		たま研修センタ	学科 1,2日			
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
その他	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技 1日	27(月)	31(月)	25(金)
		たま研修センタ	学科 1日		25(火)	
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科 1日			
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科 1日			
		(日野羽村)				
	アーク溶接	センター	学科 2日	21(火)～22(水)	25(火)～26(水)	16(水)～17(木)
			実技 1日	23(木)	27(木)	18(金)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	1(水)～2(木)	26(水)～27(木)	24(木)～25(金)
		たま研修センタ	学科 2日	6(月)～7(火)		
	低圧電気	センター	学科 1日	6(月)	3(月)	7(月)
			実技 1日	7(火)／8(水)／9(木)	4(火)／5(水)／6(木)	8(火)／9(水)／10(木)
	たま研修センタ	学科 1日		3(月)		
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日		17(月)	
	粉じん	センター	学科 1日		21(金)	
		たま研修センタ	学科 1日			
	テールゲートリフター	センター	学科 1日		19(水)	
ダイオキシン	センター	学科 1日			30(水)	
フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日			24(木)	
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科 1日	17(金)	28(金)		
	中央支部	学科 1日	14(火)			
	たま研修センタ	学科 1日	22(水)		28(月)	
化学物質管理者(専門的)	センター	学科 2日			14(月)～15(火)	
保護具着用管理責任者	センター	学科・実技 1日	23(木)	20(木)	18(金)	
	中央支部	学科・実技 1日	15(水)			
	たま研修センタ	1日	23(木)		25(金)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
	上野・王子・足立荒川	学科 半日				
	亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	29(水)～30(木)	24(月)～25(火)	7(月)～8(火)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日				
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科 1日		7(金)		
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科 4H				
KYT 研修	センター	学科 1日		20(木)		
	たま研修センタ	学科・実技 1日	1(水)			
	上野・王子・足立荒川	学科 1日				
	亀戸・江戸川	学科 半日				
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日				

講習会名	申込受付	科目	10月	11月	12月	
特別教育	安全衛生推進者	センター	学科 2日	19(月)～20(火)	4(水)～5(木)	17(木)～18(金)
		中央・足立荒川	学科 2日			15(火)～16(水)
		たま研修センタ	学科 2日		9(月)～10(火)	
		上野・王子・足立荒川	学科 2日	実施予定		
	衛生推進者	センター	学科 1日	1(木)	19(木)	23(水)
		中央・足立荒川	学科 1日			9(水)
		たま研修センタ	学科 1日			
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	13(火)～14(水)	16(月)～17(火)	3(木)～4(金)
		中央・足立荒川	学科 2日	20(火)～21(水)		
		たま研修センタ	学科 1,2日	13(火)～14(水)		
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
	その他	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技 1日	20(火)	6(金)
たま研修センタ			学科 1日			
研削といし(機械研削)		たま研修センタ	学科 1日			
動力プレス機械金型調整等		たま研修センタ	学科 1日	25(日)		
		(日野羽村)				
アーク溶接		センター	学科 2日	27(火)～28(水)	24(火)～25(水)	16(水)～17(木)
			実技 1日	29(木)	26(木)	18(金)
高圧・特別高圧		センター	学科 2日	15(木)～16(金)	18(水)～19(木)	1(火)～2(水)
		たま研修センタ	学科 2日			14(月)～15(火)
低圧電気		センター	学科 1日	5(月)	9(月)	7(月)
			実技 1日	6(火)／7(水)／8(木)	10(火)／11(水)／12(木)	8(火)／9(水)／10(木)
たま研修センタ		学科 1日		30(月)		
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技 1日	13(火)		21(月)
粉じん		センター	学科 1日		6(金)	
		たま研修センタ	学科 1日	29(木)		
テールゲートリフター	センター	学科 1日		30(月)		
ダイオキシソ	センター	学科 1日			3(木)	
フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日				
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科 1日	1(木)	30(月)	15(火)	
	中央支部	学科 1日	27(火)			
	たま研修センタ	学科 1日			9(水)	
化学物質管理者(専門的)	センター	学科 2日				
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	21(水)	18(水)	14(月)	
	中央支部	学科・実技 1日	28(水)			
	たま研修センタ	1日			11(金)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日	16(金)			
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日	22(木)～23(金)			
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
	上野・王子・足立荒川	学科 半日				
	亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	22(木)～23(金)	16(月)～17(火)	21(月)～22(火)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日	21(水)～22(木)			
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科 1日				
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科 4H				
KYT研修	センター	学科 1日	5(月)		4(金)	
	たま研修センタ	学科・実技 1日		18(水)		
	上野・王子・足立荒川	学科 1日				
	亀戸・江戸川	学科 半日				
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日				

講習会名	申込受付	科目	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	
特別講習会等	安全衛生推進者	センター	学科 2日	20(水)~21(木)	4(木)~5(金)	3(水)~4(木)
		中央・足立荒川	学科 2日			
		たま研修センタ	学科 2日			11(木)~12(金)
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
	衛生推進者	センター	学科 1日	8(金)	26(金)	17(水)
		中央・足立荒川	学科 1日			
		たま研修センタ	学科 1日	20(水)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	27(水)~28(木)	24(水)~25(木)	23(火)~24(水)
		中央・足立荒川	学科 2日	21(木)~22(金)		
		たま研修センタ	学科 1,2日			
		上野・王子・足立荒川	学科 2日			
	特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技 1日	19(火)	3(水)
たま研修センタ			実技 1日			
研削といし(機械研削)		たま研修センタ	学科 1日			
動力プレス機械金型調整等		たま研修センタ	学科 1日			
		(日野羽村)				
アーク溶接		センター	学科 2日	25(月)~26(火)	24(水)~25(木)	23(火)~24(水)
			実技 1日	27(水)	26(金)	25(木)
高圧・特別高圧		センター	学科 2日	6(水)~7(木)	8(月)~9(火)	1(月)~2(火)
		たま研修センタ	学科 2日			
低圧電気		センター	学科 1日	12(火)	15(月)	8(月)
			実技 1日	13(水)/14(木)/15(金)	16(火)/17(水)/18(木)	9(火)/10(水)/11(木)
たま研修センタ		学科 1日				
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技 1日		1(月)	
粉じん		センター	学科 1日		26(金)	
		たま研修センタ	学科 1日			
テールゲートリフター		センター	学科 1日	18(月)		
ダイオキシン	センター	学科 1日			5(金)	
フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日	26(火)			
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科 1日	26(火)	8(月)		
	中央支部	学科 1日		9(火)		
	たま研修センタ	学科 1日		26(金)		
化学物質管理者(専門的)	センター	学科 2日			17(水)~18(木)	
保護具着用管理責任者	センター	1日	25(月)	5(金)	15(月)	
	中央支部	学科・実技 1日				
	たま研修センタ	1日			9(火)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
	上野・王子・足立荒川	学科 半日				
	亀戸・江戸川	学科 1日				
職長教育	センター	学科 2日	28(木)~29(金)	8(月)~9(火)		
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日		24(水)~25(木)		
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科 1日				
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科 4H				
KYT研修	センター	学科 1日		15(月)		
	たま研修センタ	学科・実技 1日				
	上野・王子・足立荒川	学科 1日				
	亀戸・江戸川	学科 半日				
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				
	たま研修センタ	学科 半日				
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日				

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第42回

## 桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、5年目です。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しずつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、後輩の「希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長



希漣さん

**珍しく、ちょっと、困っている蓮美部長です。**

桃樹さん 蓮美部長！ 新たに「高齢者の労働災害防止のための指針」ができたそうですね。

うちの祖父はまだ働いているのですが、最近は杖を持って出勤していて、階段などで転ぶのではないかと、家族で心配しています。今日は、その対策等について説明をしていただけるとワクワクしています。

希漣さん うちの祖父も杖を使っています。見た目は杖なんですけど、広げると椅子にもなる優れもの。祖母がネットで見つけてプレゼント。今ではお気に入り、外出の際は必ず使っています。

桃樹さん 高齢者の方の労働災害防止は重要な課題ですから、今回の「指針」は大きな力になりますね。

蓮美部長 うーん、それが、困ったことになったの。

希漣さん えっ！ 困ったこと？ 蓮美部長、どうされました？

蓮美部長 今日は2月4日でしょう。

桃樹さん はい、この「深掘り探訪記」が掲載される「会報 東基連 3月号」の原稿の締切日です。今日のお話しサッと原稿にして、印刷会社の三秀舎さんにお届けします。すると3月1日に発行されます。

蓮美部長 実は、「高齢者の労働災害防止のための指針」がまだ公表されていないの。2月中には公表されると思うんだけど。

希漣さん でも、2月中に公表予定ということは、この「会報 東基連 3月号」が読者の皆様に届く時点では、発表になっているということですね。

蓮美部長 そういうことになるわね。

**「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書」が公表**

希漣さん 蓮美部長、私、この指針の経緯についてちょっと調べてきたんです。

昨年(令和7年)の12月26日に、厚生労働省の安全衛生部安全課が『「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」の報告書を公表します』と厚生労働省のホームページに掲載しました。

桃樹さん あっ、それは私も見ました。

希漣さん 桃樹先輩、「見る」だけでは駄目ですよ。ちゃんと読まない。

桃樹さん 希漣さん、厳しい！ シュンです。

希漣さん その報告書には、「高齢者の労働災害の状況」や「高齢者の身体機能と労働災害」、「高齢労働者の労働災害防止対策の現状」。そして、「指針(案)」も示されていました。

蓮美部長 希漣さん、きちんと読まれていますね。

希漣さん ですから、今日は昨年12月に公表された「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会の報告書」について、説明されたらどうでしょうか。

桃樹さん なるほど！ 読者の皆さんが、この記事を読まれる3月には、「指針」が公表されているでしょうから、合わせて「指針」も確認して頂ければよいですね。

蓮美部長 分かりました。それでは、今日は主に検討会の報告書の内容について、お話しさせてもらうわね。

### 「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」の趣旨

蓮美部長 それでは、希漣さん、この検討会の趣旨について説明してもらえるかしら。

希漣さん はい。高齢労働者の労働災害防止のため、令和7年5月に公布された「改正労働安全衛生法」では、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされました。



蓮美部長 施行日はいつだったかしら？

希漣さん 令和8年4月1日です。

桃樹さん えっ！ 令和8年4月1日！ もう目前じゃないですか！

蓮美部長 ええ、努力義務ではありますが、施行は目前です。

希漣さん、改正された条文は第何条かしら？

希漣さん 労働安全衛生法に「高齢者の労働災害防止のための措置」として、第62条の2が追加されました。条文は次のとおりです。

#### ◎労働安全衛生法(抄)

##### (高齢者の労働災害防止のための措置)

第六十二条の二 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

蓮美部長 この第62条の2の第1項で、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされました。

希漣さん はい、そして第2項で、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣が措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされたのです。

蓮美部長 こうしたことを踏まえ、高齢労働者の労働災害の分析を行うとともに、厚生労働大臣が公表する指針の内容や、この指針に基づく取組の促進等について、この検討会で検討を行ってきたのです。

桃樹さん そして、その指針が、2月中に公表されるのですね。

蓮美部長 はい。そして「指針(案)」が昨年12月に「報告書」の中で公表されました。この「指針(案)」については、後ほど説明しますね。

では、希漣さん、「報告書」で示された「高齢者の労働災害の状況」について、説明してください。

## 高齢者の労働災害の状況

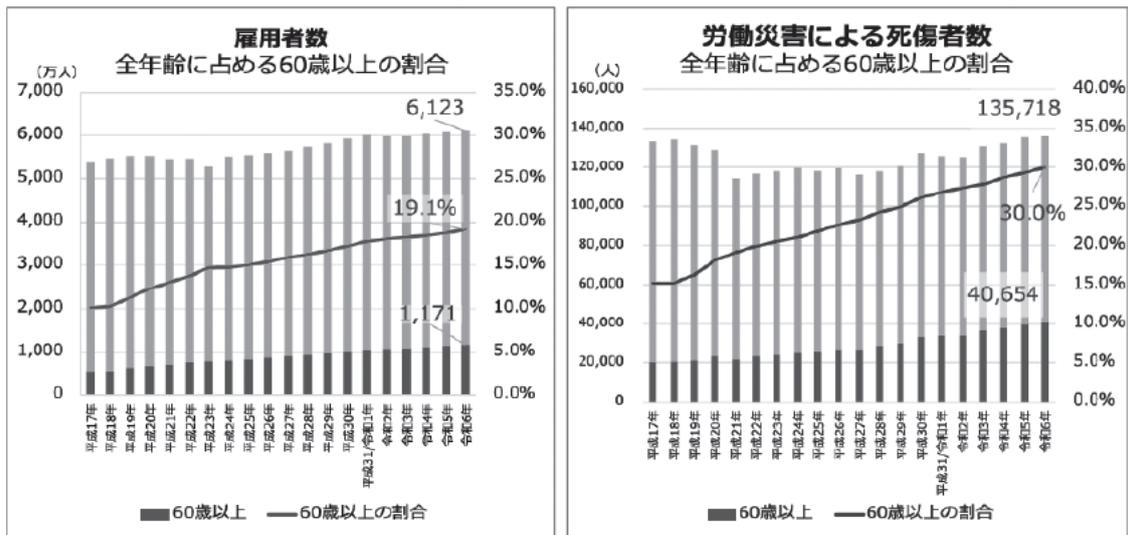
希漣さん はい。人口動態の変化や、高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)となっています。

それに対し、労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢労働者の割合は30.0%(令和6年)になっていると。

桃樹さん えっ！ 高齢労働者の雇用者全体に占める割合は19.1%なのに、死傷者数の割合は30.0%。これ、高齢労働者が労働災害に遭う確率が、とても高いということではないですか！

蓮美部長 そうなの。だからこそ、対策が急務となっているの。

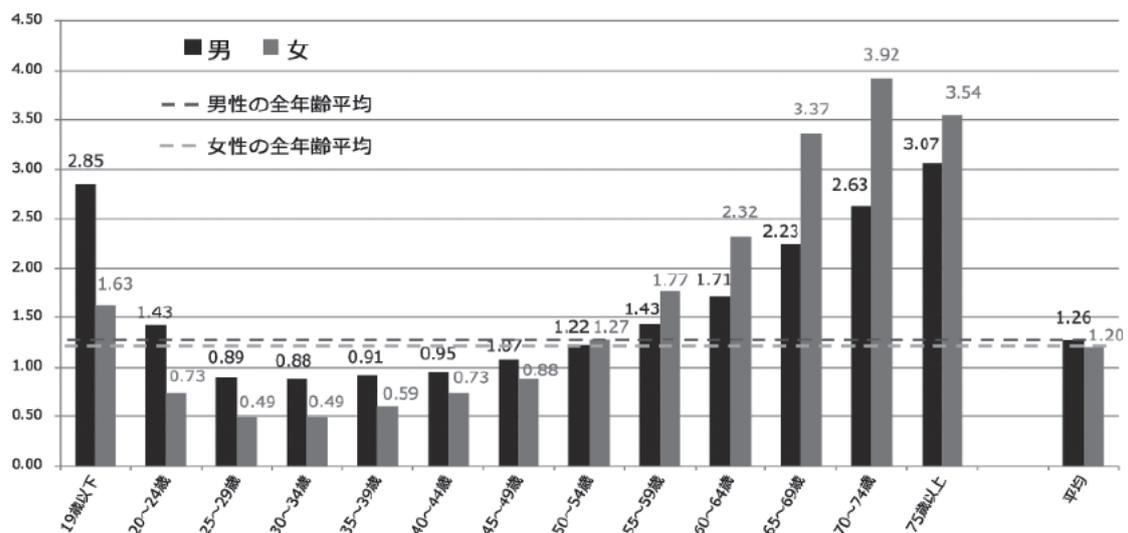
希漣さん 休業4日以上の年千人率(千人当たりの災害発生数、死傷千人率)を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50歳～54歳で全年齢の平均値を上回り、年齢が高くなることに応じ、死傷千人率が上昇してい



データ出所：労働力調査(総務省)(年齢階級、産業別雇用者数)における年齢別雇用者数  
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告  
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

### 60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況



※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

データ出所：死傷病報告(令和6年) ※新型コロナウイルス感染症への罹り患によるものを除く  
 労働力調査(年次・2024年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者)

性別・年齢層別労働災害発生率(令和6年、休業4日以上の死傷災害の千人率)

く傾向にあるとのことでした。

蓮美部長 度数率はどうですか？

希漣さん 休業4日以上死傷災害の度数率(100万時間当たりの災害発生数)は、男性は55歳～59歳、女性は50歳～54歳で全年齢平均を上回り、加齢に応じて上昇していく傾向があると。

桃樹さん いずれにせよ、年齢が高くなるにつれて、高くなるということですね。

希漣さん 事故の型別・性別・年齢層別死傷災害の度数率では、「墜落・転落」、「転倒による骨折等」において、特に60歳以上で、加齢に応じ著しく上昇する傾向がみられると。また、性別・年齢層別死傷災害(度数率)では、特に65歳以上の女性が増加傾向にあるそうです。

### 高齢者の身体機能と労働災害

蓮美部長 報告書では、「高齢者の身体機能と労働災害」の関係についても検討しているのよね。

希漣さん はい、中央労働災害防止協会が実施した年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに評価値の低い者の割合が増加し、60歳以上になるとそれが顕著となると。

また、労働災害の事例を見ると、床に足をとられ、何もないところでもつまづき、転倒するなど、身体機能の低下が要因となる災害もみられるとされています。

桃樹さん でも、個人差はあるんじゃないですか。高齢でも元気な人はいますよ。

蓮美部長 もちろん個人差はあります。ただ報告書では、高年齢者の災害発生率の増加には、個人によるばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられるとしています。

希漣さん 個人差はあるけれども、労働災害のリスクを考えると、低下していく筋力などの影響が大きいということですね。

検討会の資料には、このようなケースも紹介されていました。

#### ケース1

工場の作業場で水をまいて清掃していた



濡れた床で足をすべらせ、**転倒**



右手をつき、**骨折**(休業見込期間は**6か月**)

〈労働災害の発生要因〉 清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

〈被災者情報〉 性別：女性 年齢：60代 経験年数：9か月



#### ケース2

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く



床に足をとられ、**何もないところでもつまづき、転倒**



右ひざを床に強打し、**骨折**(休業見込期間は**2か月**)

〈労働災害の発生要因〉 身体機能の低下。

〈被災者情報〉 性別：女性 年齢：70代 経験年数：1年



#### ケース3

不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた



ステップで足を踏み外し、**転落**



右足を床面に強打し、**捻挫**(休業見込期間は**1か月**)

〈労働災害の発生要因〉 照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

〈被災者情報〉 性別：男性 年齢：60代 経験年数：3年



加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

桃樹さん ケース②に「何もないところをつまずき、転倒」とありますが、祖父がよく言っています。「段差も何も無いところでも、つまずくんだよ」と。

以前は、よく「作業場での段差を無くそう」と呼びかけていましたが、もうそれだけでは足りないですね。

### 高齢労働者の労働災害防止対策の現状

蓮美部長 検討会では、このような状況に対して、これまで国はどのような対策を講じてきたのかについても検討しているわね。希漣さん、説明してください。

希漣さん 厚生労働省では、高齢労働者の労働災害を防止するため、「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(令和2年3月16日基発0316第1号。エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、事業者に対し、安全衛生体制の確立、職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況の把握等に取り組むように促すとともに、エイジフレンドリー補助金により事業者が行う高齢労働者の労働災害防止対策を支援してきました。

桃樹さん 国としても頑張ってきたんですね。

蓮美部長 ところが、エイジフレンドリーガイドラインの実施状況を見ると、「**エイジフレンドリーガイドラインを知っている**」事業場は**23.1%**に留まっているの。

桃樹さん えええ！ ちょっと少ないですね。

希漣さん 桃樹先輩、報告書では、高齢労働者に対する労働災害防止に取り組んでいる事業場の取り組み状況にも触れています。

そこでは、「**高齢労働者の特性を考慮した作業管理**」は56.6%と5割を超えているものの、「**身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施**」が29.4%。また、「**身体機能の低下を補う設備・装置の導入**」は25.2%等、全体的に低調となっています。

エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の状況

60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

桃樹さん うーん、厳しいですね。低調な理由は为什么呢？

蓮美部長 高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでない理由については、「**自社の60歳以上の高齢労働者は健康である**」と回答した事業場が48.1%と多くなっていて、身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでいない状況が見られるとしているの。

高齢労働者の労働災害防止に取り組んでいない理由

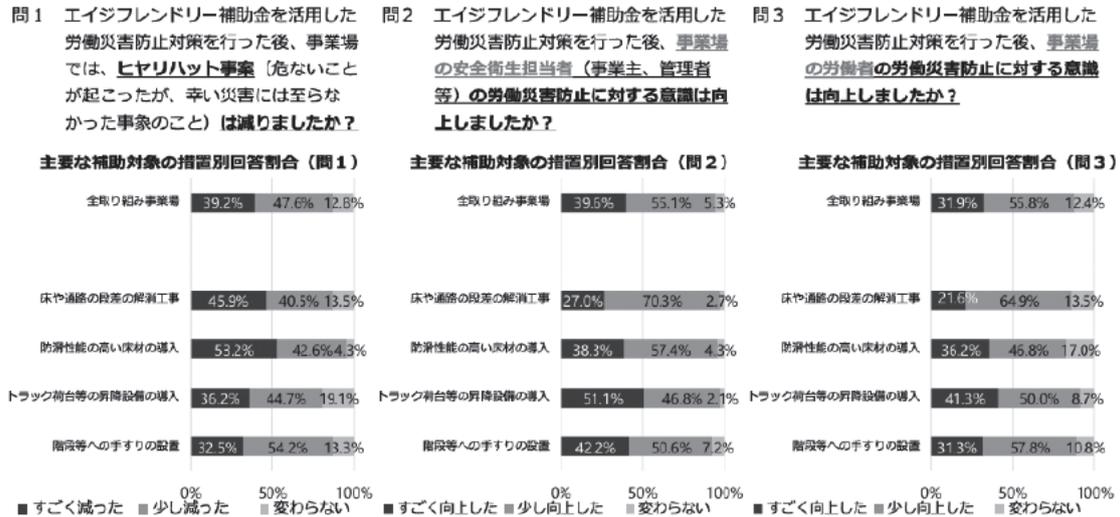
必要性を感じない	自社の60歳以上の高齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心が低い	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

桃樹さん これまで見てきた「**高齢労働者の死傷災害の千人率**」や、中央労働災害防止協会の調査結果で、加齢によるリスクの増大が明らかになっていますが、それらについての理解が進んでいないことがよく分かりました。

蓮美部長 ただ、これまでの施策の中で、エイジフレンドリー補助金を活用した事業場では、一定の成果が表れているの。希漣さん、説明してください。

希漣さん はい。エイジフレンドリー補助金を活用した事業場へのアンケート調査結果では、86.6%の事業場がヒヤリハット事案が減ったと回答し、94.7%の事業場が安全衛生担当者の労働災害防止に対する意識が向上したと回答し、87.7%の事業場が労働者の意識が向上したと回答しています。

桃樹さん なるほど！ 補助金を活用し、床や通路の段差の解消工事や階段等の手すりの設置工事などを通して、労働災害防止の意識の向上が見られたということですね。



エイジフレンドリー補助金申請前後でのヒヤリハット事案の増減と労働災害防止意識の状況

「指針の方針の策定(案)」

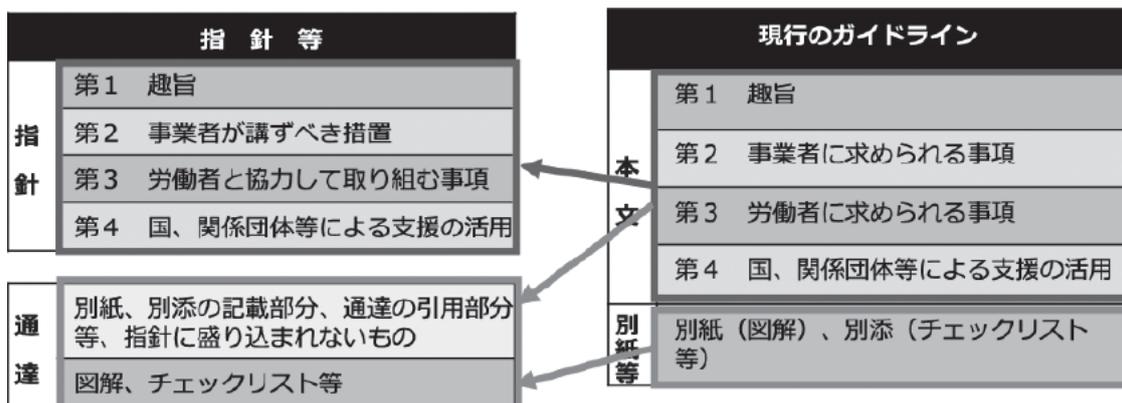
蓮美部長 厚生労働省が検討会に提出した資料では、このような現状を踏まえ、まず令和2年3月に策定された「エイジフレンドリーガイドライン」について確認し、ついで「指針の策定の方針(案)」を示し、「高年齢労働者対策の論点」を提示しています。

桃樹さん エイジフレンドリーガイドラインについては、先ほど教えて頂きました。なかなか効果が表れていない状況がありますね。

希漣さん 蓮美部長、「指針の策定の方針(案)」について教えてください。

蓮美部長 厚生労働省では、検討会に対し、次のような「指針の策定の方針(案)」を示しました。

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を



記載した部分等は、通達により示す。

- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

**希漣さん** 法的根拠のない「ガイドライン」から、法律に基づく「指針」とするということですね。これによって、単なるガイドラインから、法律に定められた努力義務規定が適用されることになるのですね。

**桃樹さん** この内容を分かりやすくした表みたいなものはありますか。

**蓮美部長** 検討会では、前ページの表が資料として示されています。

**桃樹さん** これは分かりやすいです。ガイドラインの項目や内容を基本として、整理した形になる訳ですね。

**希漣さん** 昨年の12月に「指針(案)」は公表された訳ですが、そこに至るまでの検討会の議論は、先ほどお話があった「高齢労働者の労働災害防止対策の論点」を踏まえて行われたのですね。その内容を簡単に教えて頂けますか。

### 高齢労働者の労働災害防止対策の論点

**蓮美部長** ここで示された論点は次のとおりです。

まず、「現行のガイドラインを法律に基づく指針に格上げするに当たり、以下の事項について新たに追加・修正すべき点はないか」との視点をもとに、その各事項が示されました。

**希漣さん** 各事項はどのようなものですか。

**蓮美部長** 7項目ありますが、そのうち4つは次のとおりです。

- 安全衛生管理体制の確立等
  - 経営トップによる方針表明及び体制整備
  - 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- 職場環境改善の次の事項
  - 身体機能の低下を補う設備・装置
  - 高齢労働者の特性に配慮した作業管理
- 高齢労働者の体力の把握方法
- 高齢労働者の体力に応じた対応



これに「安全衛生教育」、「労働者と協力して取り組む事項」、「国・関係団体による支援」が続きます。

**桃樹さん** これらの論点について検討し、昨年12月に「指針(案)」が示され、この2月に「指針」が公表されるのですね。

**希漣さん** では、いよいよ「指針(案)」について教えてください。

### 高齢者の労働災害防止のための指針(案)

**蓮美部長** 「指針(案)」について、厚生労働省はその「全文」と「概要」を公表しています。

何度もお話したように、読者の皆様がこの記事を読まれる3月には、既に(案)が取れた正式な「指針」が発表されていると思われます。

そこで、ここでは厚生労働省が12月に発表した「高齢者の労働災害防止のための指針(案)概要」を確認したいと思います。

内容は、先に確認した「論点」の各項目を立てた形となっています。

**希漣さん** これは概要ですから、「指針(案)」及び2月に公表される「指針」には、各項目において、何をなすべきかが記載されているのですね。

**蓮美部長** そうです。例えば「経営トップによる方針表明及び体制整備」の2番目の「イ 安全衛生委員会等における調査審議等」については、次のように規定されています。

- ①安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「安全衛生委員会等」という)を設けている事業場

<b>第1 趣旨</b>	労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。
<b>第2 事業者が講ずべき措置</b>	以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。
<b>1 安全衛生管理体制の確立等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営トップによる方針表明及び体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組み方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。</li> <li>高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。</li> </ul> </li> <li>高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対象の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。</li> </ul> </li> </ul>	<b>4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講ずること。</li> </ul> </li> <li>高齢者の状況に応じた業務の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。</li> <li>高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の視点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。</li> <li>高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。</li> </ul> </li> <li>心身両面にわたる健康保持増進措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。</li> <li>「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。</li> </ul> </li> </ul>
<b>2 職場環境の改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能の低下を補う設備・装置の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。</li> </ul> </li> <li>高齢者の特性を考慮した作業管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。</li> </ul> </li> </ul>	
<b>3 高齢者の健康や体力の状況の把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。</li> </ul> </li> <li>体力の状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施すること。</li> </ul> </li> <li>健康や体力の状況に関する情報の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>	<b>5 安全衛生教育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に対する教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。</li> </ul> </li> <li>管理監督者等に対する教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>
<b>第3 労働者と協力して取り組む事項</b>	事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。
<b>第4 国、関係団体等による支援</b>	事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

### 高齢者の労働災害防止のための指針(案)概要

においては、高齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること。

②安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話しあうこと。

ア及びイを実施するに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・高齢者労働災害防止対策を担当する組織としては、安全衛生部門が存在する場合には同部門が想定され、業種又は事業場の規模によっては、人事労務管理部門が担当することも考えられること。
- ・高齢者の健康管理については、産業医を中心とした産業保健体制を活用すること。また、保健師等の活用も有効であること。産業医が選任されていない事業場においては産業保健センター等の外部機関を活用することが有効であること。
- ・高齢者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じている事項、自身の不調等を相談できるよう、企業内相談窓口を設置することや、高齢者が孤立することなくチームに溶け込み、何でも話すことができる風通しの良い職場風土づくりが有効であること。
- ・働きやすい職場づくりは労働者のモチベーションの向上につながるという認識を関係者で共有することが有効であること。

桃樹さん わお！ 細かいですね。

蓮美部長 各項目にわたり、このように規定されています。いずれにせよ、正式な「指針」で内容を確認してください。

桃樹さん・希漣さん はい、分かりました。

### 高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)

蓮美部長 今回の高齢労働者に係る労働安全衛生法の改正の背景には、令和6年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」があります。

希漣さん その大綱では、どのような内容が閣議決定されたのですか？

蓮美部長 この中で次のような考え方が記載されています。

「年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている」と。

**桃樹さん** うーん、大切な観点ですね。

**蓮美部長** そうです。これからの時代の社会の在り方を示していると感じます。

**希漣さん** 今回、法的根拠のない現行のガイドラインから、法律に基づく指針に格上げされ、努力義務となりました。これも、これからの社会で生きていく全ての人が、その能力を十分に発揮できる環境を創っていくためなんですね。

**蓮美部長** はい、私もそう思います。

この会報が読者の皆様の目に留まる時には、正式な「指針」が発表されていると思います。努力義務となった高齢者の労働災害対策。各企業・団体では、それぞれの状況に合わせてながら、取り組みを進めて頂ければと思います。

**桃樹さん** さて、読者の皆さん、今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。

それでは、また、お会いしましょう。

# 化学物質管理強調月間 説明会(セミナー)を開催しました

東京労働局 労働基準部 健康課

「化学物質管理強調月間」は職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質の自律的管理の定着を図ることを目的として令和6年度に創設され、本年度が2回目となります。

東京労働局と各労働基準監督署では当月間を充実したものとするため、1月に実施要綱等の説明会(セミナー)を3回開催しました。

1 1月15日(東京労働局・東基連・建災防東京支部の共催による建設業を対象：参加者141人)、1月19日(東京労働局・東基連の共催による建設業以外の事業場を対象：参加者89人)の両日に九段第3合同庁舎内の会議室において説明会を開催しました。健康課長の挨拶、担当専門官による実施要綱等の説明に続き、15日は労働衛生コンサルタントの前田啓一先生から「建設現場における化学物質管理の進め方」と題して建設現場で使用される化学物質とそれらによる健康障害の実例を踏まえ、現場で求められる化学物質管理の方法等について講演をしていただき、参加者からも「業務の参考になった」などの声をいただきました。19日は労働安全・衛生コンサルタントの田中通洋先生から「皮膚等障害化学物質、引火性化学物質の管理を適切に行っていますか? ～化学物質による身近な労働災害防止対策～」と題して身近な事例を交えながら、保護具の適切な選択と使用や、着火源管理と換気の徹底の必要性について、分かりやすく講演をしていただきました。



前田労働衛生コンサルタント



田中労働安全・衛生コンサルタント

2 1月28日は、亀戸・江戸川両署と東基連の亀戸・江戸川両支部の共催によるセミナーを開催しました。会場となった江東区亀戸文化センター(カメラアホール)には178名が参加され、亀戸署の署長挨拶、同署の専門官による実施要綱等の説明に続き、亀戸署管内の清水建設株式会社技術研究所の伊藤修氏による事例発表があり、最後に学校法人早稲田大学環境保全センターの齊藤純一氏による特別講演「早稲田大学の化学物質管理について」がありました。

東京労働局では化学物質による労働災害を減少させるため、化学物質管理者の選任を始めとした化学物質の自律的管理に関する関係法令の周知啓発や事業場への指導に努めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

事業主の皆様へ

# 70歳までの就業機会の確保のために 事業主が講ずべき措置(努力義務)があります

東京労働局 職業安定部 職業対策課

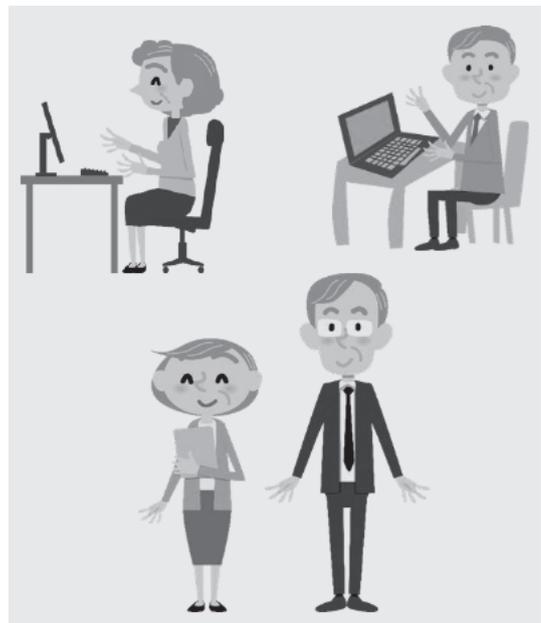
高齢者雇用安定法では、「65歳までの雇用確保措置(義務)」に加え、「65歳から70歳までの就業機会を確保する措置を講ずるよう努める(努力義務)」こととされています。このため、70歳までの定年引上げ、定年の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入、または、労使で同意した上での創業支援等措置(継続的に業務委託契約を締結する制度、社会貢献活動に従事できる制度)の導入のいずれかを講じていただく取組みをお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください

厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html)



QRコード



事業主・労働者の皆さまへ

高齢者雇用安定法は、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。**事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。**

**65歳までの雇用機会の確保(義務)** + **70歳までの就業機会の確保(努力義務)**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

**高齢者就業確保措置について**

<対象となる事業主>

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の措置(高齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

- 70歳までの定年引き上げ
- 定年制の廃止
- 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P2、3
- 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P2、3
  - 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいです。

※ 高齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

厚生労働省 ハローワーク 管理番号: PL270401302



第41回 桃樹のちょこっと用語  
「高齢者の労働災害防止のための指針」  
どんな意味?  
答えは、この3月号のどこかに。

# こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする  
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



## 働く方へ

- ・セルフケア
- ・セルフチェック  
(ストレス・疲労蓄積度)
- ・相談窓口

## 事業者の方へ

- ・他社の取組事例
- ・ストレスチェック
- ・職場環境改善

## ご家族の方へ

- ・うつ病について
- ・ご家族へのケア
- ・医療機関の検索

## 部下を持つ方へ

- ・部下へのケア
- ・休業・職場復帰への対応

## 支援する方へ

- ・研修に使える資料
- ・パンフレット

こころの耳キャラクター  
「ココロコ」

## こころの耳の相談窓口



### 働く人の 「こころの耳電話相談」

☎ 0120-565-455



平日 17:00~22:00  
土・日 10:00~16:00  
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

### 働く人の 「こころの耳SNS相談」

スマートフォンなどで右のQRコード  
を読み取ると友だち登録できます



平日 17:00~22:00  
土・日 10:00~16:00  
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

### 働く人の 「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索



24時間受付  
1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

厚生労働省



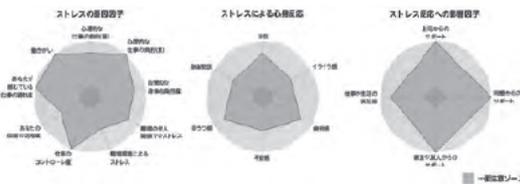
あなたは一人ではありません  
あなたの力になる 場所や人を 一緒に探しましょう

よく見られているコンテンツ

5分でできる職場の  
ストレスセルフチェック



4つのSTEPによる簡単な質問から、あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。  
質問は全部で57問です。



ご存知ですか？  
うつ病



うつ病とは、脳のエネルギーが欠乏した状態です。  
それによって、憂うつな気分や意欲低下などの心理的症状のほか身体的な自覚症状を伴うことも珍しくありません。  
うつ病について正しい知識をもって、必要な対応や支援につなげていただけるよう、情報をまとめています。

ストレスチェック制度について



ストレスチェック制度に関する様々な情報をまとめています。

- 実施マニュアル
- 実施ツール (各種調査票、医師による面接指導など)
- 職場環境改善ツール
- ストレスチェック実施プログラム など

相談窓口案内



問題解決に向けて一歩を踏み出すための相談機関や窓口を紹介しています。

- 仕事に関する相談
- こころの健康に関する相談
- 仕事に関する相談 (若者向け相談窓口)
- 職場のパワハラ・セクハラに関する相談
- 生活に関する相談
- DV、性暴力などに関する相談

5分研修シリーズ



5分研修

職場のメンタルヘルスに関する様々なテーマについて、動画で短時間で学ぶことができます。

- 生活習慣と睡眠からはじめるセルフケア
- 嫌な気持ちを相手に伝えるときのコツ
- 新入社員に見られやすいメンタルヘルス不調の症状やその原因
- 日頃からの部下への声かけ など



# 休憩室

BREAK  TIME

## 出張今昔物語

コロナ流行後、リモートワークやオンライン会議・研修が進み、外出や出張の機会も数年前から減る傾向ですが、現職の仕事柄、日本国内各地へ出張で出向くこともあります。今回は、「出張の思い出」や「昔と今の出張の違い」について書いてみたいと思います。

まず、昔も今も変わらないのは「時間があれば、どこかで(お酒を)飲む」というスタイルです。(オマエが単に酒が好きなんだろうと言われればそれまでですが、出張先で仕事が一区切りついた後に飲むビールは、気分的なものもあってか、やっぱり美味しいもので……。場所は居酒屋であったり、あるいはビール等を買い込んで、帰路の新幹線の車中で飲んだり、といったパターンです。

約20年前に東北へ出張したとき、仕事の後、日本酒が美味しいというお店に連れていってもらったのですが、過去、日本酒で悪酔いした経験がトラウマになっていて、正直不安でいっぱいでした。しかし、出された複数種類の日本酒(田酒があったのは記憶がありますが、あとは忘れました)を頂き、「あ、こんなに美味しいんだ」と目覚めてからは、自分でも家飲みでいろいろと試すようになりました。(おかげで妻からは、飲みすぎや酒代について、いろいろとお小言をいただく機会も増えました)。

最近、1年半くらい前に姫路へ前泊した際、一緒にいった会社のメンバーが(頼んでいなかったのに)お店をいくつか下調べしてくれていて、初めて姫路おでんを食べる機会に恵まれました。ショウガ系の味が自分の好みにあったの

か、その晩はおでんと焼酎に舌鼓を打ったのを覚えています。お酒も肴もなるべく、その土地で名産・お奨めと言われるものをいただきたいですし、それができるのも出張のありがたみでしょうか。

「昔と今の出張の違い」といえば、やはりモバイルパソコンです。冒頭述べたコロナ禍の関係で、読者の皆さまにおかれても、モバイルパソコンを勤務先から貸与されているケースが多いのではないかと思います。とにかくメールやチャットが飛び交っている状態(環境)なので、出張の際、「新幹線に乗って車窓を楽しむ」という機会も減り、「乗車中は可能な限りパソコンで事務処理をする」というスタイルに変わりました。まあ、仕事をバリバリこなしていた方は、私のようにノンビリとせず、車中でも仕事をされていたのだらうとも思いますが……。

昔は、出張による事務所不在が続くと、「メール、結構たまっているかな」と心配したり、久々の事務所出勤時に処理に追われることもありましたが、電子申請・承認等の普及もあって、個人的な感覚では、「昔の数日」より「今の数時間」のほうが、メール(あるいはチャット)の送受信量は多いのではないかと感じております。

出張ですから、ハメを外し過ぎるのは業務上も宜しくありませんが、今後も機会があれば、行った先の景色やお酒、食べ物を楽しんだり、味わったりと、仕事とのバランスをとって自分自身の気持ちを少しでも豊かにする機会を作っていきたい、と思います。



ルリカケス

# 行政の窓から

その538

## 2026年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

東京労働局 総務部 総務課

### 受験資格

- 1996(平成8)年4月2日～2005(平成17)年4月1日生まれの者
- 2005(平成17)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
  - ①大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2027(令和9)年3月までに大学を卒業する見込みの者
  - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

### インターネット受付期間

- 申込みはインターネットにより行ってください。
- 2026(令和8)年2月19日(木)9:00～3月23日(月)受信有効
- 受験案内

<https://www.jinji.go.jp/content/900036112.pdf>

- インターネット申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



受験案内



申込専用アドレス

### 採用予定者数

- 労働基準監督 A(法文系) 約 145名
- 労働基準監督 B(理工系) 約 35名

### 第1次試験(択一式、記述試験)

2026(令和8)年5月24日(日)

9:00(受付開始)9:30(試験開始)～17:35(試験終了)

合格者発表日 2026(令和8)年6月16日(火)9:00

### 第2次試験(人物試験)

2026(令和8)年7月7日(火)・8日(水)・9日(木)・10日(金)

第1次試験合格通知書で指定する日時(原則として日時の変更は認められません。)

最終合格者発表日 2026(令和8)年8月12日(水)9:00

### 最終合格者発表後の採用面接(2026(令和8)年8月中旬頃)

- 採用を希望する都道府県労働局(第1希望)での採用面接
- 第1希望の労働局で採用に至らなかった場合、第2希望以下の労働局で採用面接



詳細は厚生労働省ホームページ(「労働基準監督官採用試験」で検索)をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

問合せ先

東京労働局総務部総務課人事第2係 ☎03-3512-1600



# ピッキング作業中フォークリフトに挟まれる

業種 陸上貨物取扱業

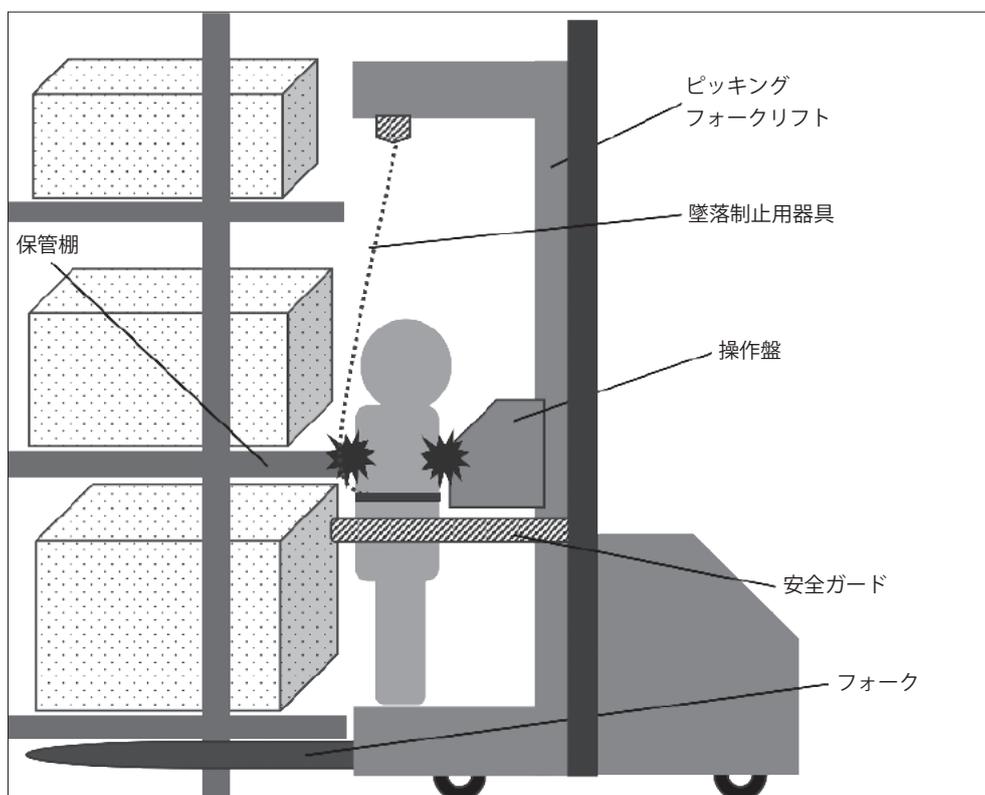
職種 ピッキング作業員

## 災害発生状況

被災者は、倉庫内の荷の運搬・積付け・仕分け等の荷役業務を請け負う事業場において、ピッキングフォークリフトを使用した荷(主に段ボール箱)のピッキング及び仕分け作業に従事していた。

労働災害発生当日、被災者は単独で倉庫内のピッキング作業をしていたが、休憩時間になっても休憩所へ姿を見せなかった。これを不審に思った同僚が被災者の作業する倉庫へ行くと、被災者はピッキングフォークリフトの運転席に立った状態で、操作盤と荷の保管棚の間に体を挟まれたまま死亡していた。

使用していたピッキングフォークリフトはフォークとともに昇降する運転席にフォークを背に立って操作する方式のもので、墜落防止設備として安全ガードや墜落制止用器具を備え、被災者はヘルメットを含め使用していた。当該フォークリフトの最大荷重は1.5t、被災者の運転資格に問題は認められず、特定自主検査や作業前点検も適切に実施していた。当該フォークリフトを初めて操作する労働者には、使用前にマニュアルを用いて安全教育を行うが、その後定期的な教育の機会はなかった。作業計画は作成していたが、内容が実態に則しておらず、労働者らにも周知されていなかった。また、本件倉庫内作業に係るリスクアセスメントも実施していなかった。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

## 災害発生原因

- 1 立位操作型でフォークを背にして操作するピッキングフォークリフトの構造上、運転者が操作盤と保管棚の間に接近・接触しやすく、接近状態での誤操作(運転席の足踏みペダルの踏み間違い等)または意図せぬ車体移動によって身体が挟まれたこと。
- 2 主にフォークを背にして操作するピッキングフォークリフトの特性上、保管棚への荷の搬出入時や方向転換時に視界不良や死角が生じやすい状況であったこと。
- 3 倉庫内作業について、実態に則した作業計画を作成しておらず、また労働者へ十分に周知されていないこと。
- 4 倉庫内作業に係るリスクアセスメントが実施されておらず、危険源の把握及びリスク低減措置の検討が不十分であったこと。

## 災害防止対策

- 1 操作盤や保管棚への接近・接触による挟まれを防止するため、接近検知による警報や自動停止機能の導入に加え、足踏みペダルの踏み間違いを防止するカバー等、誤操作防止のための措置を検討すること。また、保管棚周辺の危険範囲を明確化するため、レイアウトの見直しや通路の色分け等により危険区域を一目で把握できるようにすること。
- 2 視界不良や死角が生じやすいピッキングフォークリフトの特性を労働者に十分理解させるために、当該フォークリフトに係る安全教育を初回のみならず定期的に繰り返し実施すること。
- 3 倉庫内のレイアウトやピッキングフォークリフトの特性、荷の形状や量等を踏まえた実効性のある作業計画を作成し、労働者に周知した上で、当該計画に基づいて作業させること。
- 4 倉庫内作業についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき危険源の除去・低減のための措置を講じるとともに、リスク管理体制を整備し、当該リスクアセスメント結果を継続的に見直し、改善措置を確実に運用すること。



### 第41回 桃樹のちよこっと用語 高齢者の労働災害防止のための指針

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法第62条の2(令和8年4月1日施行予定)により、高齢者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣が必要な措置を公表することとされた。その措置に関し、適切かつ有効な実施を図るために厚生労働大臣が定めた「指針」であり、令和8年2月に公表された。

法的根拠のない「高齢労働者の安全と健康のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)(令和2年3月策定)」については、法律に基づく本指針に格上げされ、ガイドラインは廃止。

# 令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 34 人

前年同期 31 人

## ●令和 7 年 死亡災害発生状況(8 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	3	1	2
建設業	16	11	5
土木工事業	5	2	3
建築工事業	8	6	2
木造家屋建築工事業	1	0	1
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	2	3	-1
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	2	0	2
商業	2	2	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	1	1	0
社会福祉施設	1	1	0
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	4	-4
ビルメン業	0	2	-2
その他の三次産業	5	6	-1
金融業	0	0	0
警備業	1	4	-3
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	0	2	-2
全産業合計	34	31	3

(注1)左段は令和 8 年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和 7 年 死傷災害発生状況(8 年 1 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	616	602	2.3
建設業	953	990	-3.7
土木工事業	171	157	8.9
建築工事業	581	656	-11.4
木造家屋建築工事業	57	42	35.7
その他の建設業	201	177	13.6
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	1,023	1,038	-1.4
ハイヤー・タクシー業	345	392	-12.0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	416	389	6.9
商業	2,017	2,026	-0.4
小売業	1,453	1,526	-4.8
保健衛生業	1,492	1,507	-1.0
社会福祉施設	1,104	1,168	-5.5
接客娯楽業	1,035	1,070	-3.3
飲食店	806	825	-2.3
清掃と畜業	850	983	-13.5
ビルメン業	586	628	-6.7
その他の三次産業	1,675	1,815	-7.7
金融業	96	123	-22.0
警備業	361	352	2.6
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	56	86	-34.9
全産業合計	10,478	10,898	-3.9

(注1)左段は令和 8 年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

# 令和 8 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

現在

2 人

前年同期

3 人

東京労働局 労働基準部 安全課

## ●令和 8 年 死亡災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	0	0
建設業	1	2	-1
土木工事業	0	0	0
建築工事業	1	2	-1
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	0	0	0
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
廃棄物処理業 <sup>(注4)</sup>	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) <sup>(注5)</sup>	0	0	0
全産業合計	2	3	-1

(注 1) 左段は本年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。

(注 5) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和 8 年 死傷災害発生状況(1 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	17	19	-10.5
建設業	35	31	12.9
土木工事業	7	7	0.0
建築工事業	18	17	5.9
木造家屋建築工事業	1	0	-
その他の建設業	10	7	42.9
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	50	34	47.1
ハイヤー・タクシー業	13	12	8.3
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	14	16	-12.5
商業	52	38	36.8
小売業	33	34	-2.9
保健衛生業	31	23	34.8
社会福祉施設	25	19	31.6
接客娯楽業	33	25	32.0
飲食店	22	12	83.3
清掃と畜業	25	22	13.6
ビルメン業	20	18	11.1
廃棄物処理業 <sup>(注4)</sup>	5	3	66.7
その他の三次産業	34	36	-5.6
警備業	12	10	20.0
その他(一次産業) <sup>(注5)</sup>	3	0	-
全産業合計	307	256	19.9

(注 1) 左段は本年 1 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。

(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上の災害(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)

(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。

(注 5) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日			25(月)~28(木)
		中央支部	学科 3日			
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日			25(月)~27(水)
		中央支部	学科 2日			
	衛生管理者 (特例)	センター	学科 2日			27(水)~28(木)
		中央支部	学科 1日			
	衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日			
	X線	センター	学科 2日			22(月)~23(火)

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
  - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
  - ②安全衛生推進者養成講習は王子工業会館が会場となります。
  - ③その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。 ■

## 編集後記

若い頃に痛めた右膝の古傷が、この冬の寒さのせいか痛み出した。気付いた家族が心配して杖を用意。まだ杖を使う歳でもあるまいと思ったが、これが殊のほか調子が良い。膝への負担を減らしてくれるだけでなく、歩行時の安定感が倍增。これこそが労働安全衛生という補助機器の導入かと得心した。

それはさておき、杖を使うようになって、周囲の人々の温かさを改めて感じるようになった。建物へ入る時など、前の人さがさりげなくドアを押さえ待ってくださる。エレベーターの乗降でも、私を最優先にとの同乗の方の配慮が窺える。街並みを歩む際も、追い抜いていく人々から、私への気遣いが感じられる。そう、杖を目にした時、人々の内面から優しさと<sup>いたわ</sup>りの思いが放たれ、その思いが私を包み込んでいくかのよう。

改正労働安全衛生法第62条の2に基づく「高齢者の労働災害防止のための指針」が令和8年4月1日から施行される。事業者に努力義務を課すこの指針については、本号の「桃樹の『労務・安全衛生深掘り探訪記』」で詳述したが、高齢者の特性に配慮した作業環境の整備等が求められる。

その背景には、「高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)」で指摘された「年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて(中略)その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている」との考え方がある。高齢者に対する様々な施策が展開されるが、その基底部には高齢者を守ろうとの思いがあろう。

電車に乗ると、杖に気付いた人がさっと席を譲ってくださる。一旦は断るが、ご厚意に甘えさせて頂くことも。ある時など外国人の青年が席を立つと同時に隣席の青年も立ち上がり、二人が私に座るようにと。席を譲ってくださったある女性は、電車を降りる際に「お大事にしてください」と。私達は周囲の人を思い、そして思われる世界に生きている。

(小太郎)No. 50

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月	
特別講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	25(水)～26(木)	27(月)～28(火)	11(月)～12(火)	22(月)～23(火)
		中央・足立荒川	学科 2日				15(月)～16(火)
		たま研修センタ	学科 2日	12(木)～13(金)		21(木)～22(金)	
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				
	衛生推進者	センター	学科 1日	6(金)	16(木)	28(木)	18(木)
		中央・足立荒川	学科 1日				11(木)
		たま研修センタ	学科 1日			13(水)	
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	23(月)～24(火)	13(月)～14(火)	7(木)～8(金)	1(月)～2(火)
		中央・足立荒川	学科 2日			21(木)～22(金)	
		たま研修センタ	学科 1,2日		3(金)		
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				
	特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技 1日	16(月)	15(水)	21(木)
たま研修センタ			実技 1日				
研削といし(機械研削)		たま研修センタ	学科 1日			25(月)	
動力プレス機械金型調整等		たま研修センタ	学科 1日				
		(日野羽村)					
アーク溶接		センター	学科 2日	23(月)～24(火)	22(水)～23(木)	27(水)～28(木)	24(水)～25(木)
			実技 1日	25(水)	24(金)	29(金)	26(金)
高圧・特別高圧		センター	学科 2日	4(水)～5(木)	20(月)～21(火)	18(月)～19(火)	15(月)～16(火)
		たま研修センタ	学科 2日				
低圧電気		センター	学科 1日	9(月)	6(月)	11(月)	8(月)
			実技 1日	10(火)／11(水)／12(木)	7(火)／8(水)／9(木)	12(火)／13(水)／14(木)	9(火)／10(水)／11(木)
たま研修センタ		学科 1日					
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技 1日		13(月)		1(月)
粉じん		センター	学科 1日			20(水)	
		たま研修センタ	学科 1日				
テールゲートリフター		センター	学科 1日			20(水)	
ダイオキシン		センター	学科 1日	27(金)			1(月)
フルハーネス		たま研修センタ	学科・実技 1日				17(水)
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科 1日	16(月)		21(木)	29(月)	
	中央支部	学科 1日			19(火)		
	たま研修センタ	学科 1日			26(火)		
化学物質管理者(専門的)	センター	学科 2日		22(水)～23(木)			
保護具着用管理責任者	センター	学科・実技 1日	18(水)	15(水)	20(水)	17(水)	
	中央支部	学科・実技 1日					
	たま研修センタ	1日	<del>10(火)</del>	16(木)			
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日					
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日					
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日		8(水)／13(月)／14(火)／15(水)			
	たま研修センタ	学科 半日		2(木)／9(木)			
	上野・王子・足立荒川	学科 半日		6(月)／9(木)			
	亀戸・江戸川	学科 1日		船堀/亀戸			
職長教育	センター	学科 2日				18(木)～19(金)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日				18(木)～19(金)	
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科 1日					
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科 4H			20(水)		
KYT研修	センター	学科 1日	9(月)	6(月)	19(火)	8(月)	
	たま研修センタ	学科・実技 1日					
	上野・王子・足立荒川	学科 1日			実施予定		
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				8(月)／19(金)／24(水)	
	たま研修センタ	学科 半日		23(木)	18(月)	15(月)	
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日				実施予定	

## 法定講習会等開催予定 (2026年3月～6月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回りの案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2026年2月16日現在)

講習会名	申込受付	科目	3月	4月	5月	6月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		18(月)～19(火)	
		試験	1日		29(金)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	6(月)～7(火)		22(月)～23(火)
		実技	1日	8(水)／9(木)／10(金)		24(水)／25(木)／26(金)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	5(木)～6(金)	7(木)～8(金)	
		実技	1日	9(月)／10(火)／11(水)	11(月)／12(火)／13(水)	
ガス溶接	センター	学科	1日	17(火)	20(月)	15(月)
		実技	1日	18(水)	21(火)	26(火)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	2(月)	1(水)	19(火)
		実技	平日	3(火)～5(木)	2(木)3(金)6(月)	20(水)～22(金)
		3日	土日	7(土)8(日)14(土)		2(火)
	たま研修センタ	学科	1日	2(月)	14(木)	29(月)
		実技(日野羽村)	3日	8(日)15(日)22(日)	17(日)24(日)31(日)	3(水)～5(金)
		実技(日野日野)	3日			30(火)7(水)12(木)
フォークリフト(35時間)	たま研修センタ	学科	1.5日			
		実技(日野羽村)	3日			
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	12(木)	14(木)	
		実技	1日	13(金)／16(月)／17(火)	15(金)／18(月)／19(火)	
玉掛け	センター	学科	2日	16(月)～17(火)	13(月)～14(火)	21(木)～22(金)
		実技	1日	18(水)／19(木)／23(月)	15(水)／16(木)／17(金)	25(月)／26(火)／27(水)
玉掛け技能＋クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			2(火)～3(水)
		実技(日野羽村)	1日			7(日)／14(日)
	たま研修センタ	学科	2日			4(木)～5(金)
		実技(日野日野)	1日			7(日)／14(日)
クレーン特別・実技(希望者)	たま研修センタ	実技(日野日野)	1日			21(日)又は28(日)
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
		たま研修センタ	学科	2日		
乾燥設備	センター	学科	2日		25(月)～26(火)	
		たま研修センタ	学科	2日		
はい作業	センター	学科	2日	22(水)～23(木)		22(月)～23(火)
		たま研修センタ	学科	2日		
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	4(水)～5(木)	1(水)～2(木)	18(月)～19(火)
		25(水)～26(木)	16(木)～17(金)	24(水)～25(木)		
	中央支部	学科	2日		30(木)～5/1(金)	14(木)～15(金)
たま研修センタ	学科	2日				
鉛	センター	学科	2日	18(水)～19(木)	15(水)～16(木)	17(水)～18(木)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	<del>10(火)～11(水)</del>	7(火)～8(水)	12(火)～13(水)
		実技	1日	<del>12(木)／13(金)</del>	9(木)／10(金)	14(木)／15(金)
	中央支部	学科	2日	4(水)～5(木)	22(水)～23(木)	9(火)～10(水)
		実技	1日	6(金)	24(金)	11(木)／12(金)
	たま研修センタ	学科	2日	3(火)～4(水)		
実技	1日	5(木)／6(金)				
有機溶剤	センター	学科	2日	2(月)～3(火)	13(月)～14(火)	7(木)～8(金)
		23(月)～24(火)	27(月)～28(火)	25(月)～26(火)		
	たま研修センタ	学科	2日			4(木)～5(金)
石綿	センター	学科	2日	2(月)～3(火)	1(水)～2(木)	21(木)～22(金)
		20(月)～21(火)	24(水)～25(木)			
	中央支部	学科	2日	11(水)～12(木)		
たま研修センタ	学科	2日		13(月)～14(火)	25(木)～26(金)	
金属アーク(限定)	センター	学科	1日		22(金)	

技能講習会